



平成26年4月24日

【照会先】

栃木労働局職業安定部職業安定課

課長 北村 順子

労働市場情報官 市川 嘉史

(電話) 028-610-3555

(FAX) 028-637-8609

報道関係者 各位

### 平成26年度栃木雇用施策実施方針の策定について

平成19年8月4日に施行された「改正雇用対策法」及び「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令」（平成19年厚生労働省令第102号）により、都道府県労働局長が、毎年度、都道府県労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針を、都道府県知事の意見を聞いて定めることとされています。

栃木労働局及びハローワークにおいて、栃木県が実施する各種施策とより緊密に連携し、地域に密着した雇用施策を効率的・効果的に推進するために、栃木県知事の意見を踏まえ、「平成26年度栃木雇用施策実施方針」を別添のとおり策定いたしました。